

添付法令資料 3 :

造船のための造船業者における物品及び資材確保の特別スキーム利用に関する
2020 年 6 月 10 日付インドネシア共和国産業大臣規則 No.19 (目次)
同年 7 月 22 日施行

第 1 章	総則 (第 1 条)
第 2 章	特別スキームの利用 (第 2 条ないし第 6 条)
第 3 章	検査及び審査
第 1 節	通則 (第 7 条ないし第 9 条)
第 2 節	検査 (第 10 条ないし第 13 条)
第 3 節	審査 (第 14 条ないし第 17 条)
第 4 節	SKVI (工業検査証明書) の変更及び差替え (第 18 条ないし第 21 条)
第 5 節	報告 (第 22 条及び第 23 条)
第 4 章	未使用の物品及び資材 (第 24 条ないし第 27 条)
第 5 章	審査実施機関 (第 28 条ないし第 32 条)
第 6 章	監督 (第 33 条ないし第 35 条)
第 7 章	行政制裁 (第 36 条ないし第 38 条)
第 8 章	終則 (第 39 条)